

新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針について（改定）

令和2年3月11日

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

〔趣 旨〕

本市では、政府の専門家会議が示した「これから1、2週間が、急激な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」と示したこと等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針(令和2年2月26日市対策本部決定)」及び「新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針を踏まえた市が主催するイベント等の取り扱いについて(令和2年2月28日市対策本部決定)」により、3月15日までに市が主催するイベント等の取り扱い等を明確化したところ。

また、政府からの要請等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について(教育長通知)」(2月28日)により、市内小中学校を3月2日から春休みまで一斉で臨時休業としたところ。

今般、①3月6日に開催された山形県新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議において、「新型コロナウイルス感染症が県内で確認された場合の市町村における対応について」が示されたこと、②3月9日及び10日に開催された政府の専門家会議や対策本部の内容等を踏まえ、本市における当面の対応方針を下記のとおり改める。

〔対応の基本方針〕

I 本市及び県内において感染者が確認されていない場合

1. 全国的なスポーツ、文化イベント等（県外からの参加が相当数（概ね100名を超える））について

3月10日に開催された政府の対策本部において、総理より「専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度これまでの取組を継続」と改めて要請が行われたところ。

- これを踏まえた3月31日までの対応は以下のとおりとする。
- (ア) 市主催のイベント等において、これに該当類似するものとして、藤沢周平記念館主催の「朗読会〈藤沢作品を読む『密謀』(3月21日)〉を中止としている。
 - (イ) また、3月末までではないが、4月19日の「温海さくらマラソン大会」については準備の都合上、昨日実行委員会において中止としている。
 - (ウ) なお、全国的なイベント等には必ずしも該当しないが、子供向けのイベント等、準備の都合上、中止を決定する必要がある市主催のイベント等や、既に中止が決定しているものについては、従前の取り扱いのとおりとする。

2. 市が主催するその他のイベント等について

- (1) 市内及び県内においては、これまでのところコロナウイルス感染者が発生していない。他方で全国的なイベント等には該当しないイベント等についても、市内の官民ともに自粛する動きが広まっている。今後は、政府からの要請等に留意しつつも、子供達の体力増進や経済的活動の縮小に可能な限り陥らないよう努めていく必要がある。

3月9日の専門家会議では、「これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密室空間であった、②多くの人々が密集していた、③近距離での会話や発声が行われていたという3つの条件が重なった場」とされている。また同じく同日付けの専門家会議の「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方において「クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則」すなわち①換気を励行する②人の密度を下げる③近距離での会話や発声、高唱を避けるが、示されている。

本市としては、3月16日以降この3つの原則を励行することを前提として、全国的なイベント等に該当しない本市主催事業については、徒に自粛しないものとする。

- (2) ただし、基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象としたイベント等については、感染した場合に重症化するリスクが高いため、3月31日までは原則中止とする。

3. 民間団体等が主催者のイベント等

上記1及び2に記載した、市が主催するイベント等の取り扱い等の考え方を情報提供するなど、民間団体等の主体的な検討対応を促し、主催者の判断を尊重する。

4. 小中学校の臨時休業等について

当初の方針のとおり、3月2日から春休みまでの臨時休業は継続する。小中学校の再開の時期については、本市内において、今後、感染者が発生しない場合、平年どおり4月の第1週とする。

また、市内中学校については、「クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則」を励行することを前提として、春休みの連休明けである3月23日以降、登校日の設定や部活動等の実施を可能とする。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業等の対応について(R2.2.28 県教育長依頼)」を踏まえ、学校の臨時休業等の取り扱いについては、3月19日までを目途としていることから、今後示される予定の県教育委員会からの連絡や政府の動向等に留意する。

5. 市民・職員等を派遣する事業

(1) 感染が確認されている国・地域へ職員等を派遣する事業については、概ね、3月15日まで見合わせすることとしていたが、引き続き3月31日まで見合わせることにする。

(2) また、修学旅行への対応については、1学期中の実施分(31校)については2学期以降へ延期する。

Ⅱ. 本市または県内において感染症が発生した場合

6. 本県内で感染者が発生した場合（鶴岡市を除く）の対応について

山形県内で感染者が発生した場合は、3月6日山形県新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議において配布された「新型コロナウイルス感染症が県内で確認された場合の市町村における対応について」において例示された、

- ・ 外出自粛制限や所管施設の使用自粛の呼びかけ
- ・ 人が集う施設等に対する感染防止対策の実施要請
- ・ 地区の集会、イベント等の中止、延期、見直し要請等等について、今後、具体的に県と調整し対応する。

7. 本市内で感染者が発生した場合の対応について

(1) 鶴岡市内で感染者が発生した場合は、全国的なイベントに限らず、市が主催するイベント等を原則中止とすることも含め、今後その具体的な対応については、さらに検討し明確化する。その際には、3月9日専門家会議の「新型コロナウイルス感染症の見解」で示す「3つのシナリオ。1) 感染者が他地域からの感染者に限定されている地域(Cases)、2) クラスターを形成している地域(Cluster) 3) 地域内に広範に感染者が発生している地域 (Community Transmission) の3つに分類」に十分留意し、対応することとする。

(2) また、本市職員が感染した場合の対応については、別紙「市職員が感染した場合の対応フロー(健康課)」を整理したので、各部課において、それぞれの対応策・備えを検討する。

市職員が感染した場合の対応フロー（健康課の場合）

※所属長への報告、施設の閉鎖、業務調整等を整理したものの。

